

【1 分解説】特別国会とは？

総合調査部 研究理事 河谷善夫

特別国会とは、衆議院の解散・総選挙の後に召集される国会のことです。日本の国会には、通常国会、臨時国会、特別国会といった形態があり、特別国会は主に総選挙で選ばれた新たな衆議院議員を含む国会のもとで開かれます。日本国憲法第54条は、衆議院が解散された場合、解散から40日以内に総選挙を行い、その選挙の日から30日以内に国会を召集することを定めており、これに基づいて特別国会が開かれます。

特別国会の最も重要な役割は、内閣総理大臣を選出する首班指名を行うことです。衆議院と参議院の双方で指名選挙が行われ、議員による投票で決まります。過半数を得た者が内閣総理大臣に指名されますが、過半数に達する候補がない場合には、上位2名による決選投票が行われ、多数を得た者が指名されます。両院の指名が異なった場合には、衆議院の指名が優先されます。

特別国会は本来、首班指名や新内閣の発足に必要な手続きが中心となる国会であり、会期も比較的短期間となるのが一般的ですが、政治状況によっては、会期が長期間となり、予算案や法律案の審議が行われる場合もあります。なお、通常国会は毎年定例的に開かれ、予算案や法律案を幅広く審議する場です。臨時国会は内閣の判断などにより必要に応じて召集されます。